

基本方針改正案（概要）

1 前文関係

P F I 事業が、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立や、行財政改革の推進に寄与するものであること等の記述を追加。

2 民間事業者からの提案制度関係

- ・ 国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努める。
- ・ 国等は、提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して当該提案を取り扱う。
- ・ 民間提案を踏まえて実施方針を策定した事業に関して事業者を選定する際は、当該提案が実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案者を適切に評価すること。 等

3 公共施設等運営権関係

- ・ 法に規定する費用以外の金銭の負担を、実施契約に基づき運営権者に対して求める場合は、実施方針に規定すること。
- ・ 実施方針に利用料金に関する事項を定める場合には、運営権者の自主性と創意工夫を尊重すること、不当な差別的取り扱いをするものではないこと等に留意すること。
- ・ 公共施設等に対する運営権の適用。（別表）
- ・ 公共施設等の利用者、債権者等の利益を考慮しつつ、適切かつ円滑に運営権の移転が行われるよう配慮すること。 等

4 職員の派遣等の人的援助関係

- ・ 民間事業者が質の高い公共サービスを提供するため必要なときに、一定期間民間事業者に派遣し、期間終了後官署に復帰すること 等

5 民間資金等活用事業推進会議関係

- ・ 民間資金等活用事業推進委員会との役割の違いに留意し、相互に補完しつつ、それぞれの役割を果たすこと。 等